

渋川市地方就職支援金 Q & A

Q 1 : 大学院や短期大学を卒業して就職しますが対象となりますか？

A 1 : 対象になりません。大学卒業の方が対象です。

Q 2 : 東京圏に住んで通学していましたが、住民票が実家のままです。申請は可能ですか？

A 2 : 居住していたアパートやマンションの賃貸契約書や複数月分の公共料金の領収書等、居住実態がわかる書類をご用意ください。居住実態が確認できれば対象となります。

Q 3 : 単位をすでにとり終わり採用内定も得たので、渋川市に先に移住する予定です。支援金の申請は可能ですか？

A 3 : 原則卒業年度の 3 月末まで東京圏に在住していることを想定していますが、最低限、申請時点において東京圏に居住していれば対象となります。

Q 4 : 内定先企業の所在地が渋川市ではありませんが対象となりますか？

A 4 : 渋川市から通勤可能な群馬県内に所在する企業であれば対象となります。ただし、勤務地が県外の場合は通勤可能であっても対象になりません。

Q 5 : 勤務地限定型社員でないと対象になりませんか？

A 5 : 勤務地が 1 か所であるなど、転勤等による市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない場合は対象となります。

Q 6 : 自家用車を利用した場合の高速道路料金やガソリン代は対象となりますか？

A 6 : 対象になりません。原則、公共交通機関の利用を想定しています。

Q 7 : 宿泊費も対象になりますか？

A 7 : 交通費以外は対象になりません。

Q 8 : 1 次面接や最終面接等、どの時点の面接が対象となりますか？

A 8 : どの時点の面接かは問いません。選考面接以外にも就職先を決めるための会社訪問等内定前の就職活動に係る交通費であれば対象となります。
なお、就職活動全体を通じ、支給は1度限りです。
また、内定後の研修や懇談会等に要する費用は対象外です。

Q 9 : 複数の企業が集まる合同企業説明会なども対象となりますか？

A 9 : 個別の採用面接及び採用試験に限ります。

Q 1 0 : 交通費領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間有効ですか？

A 1 0 : 前後 1 日を基本とします。それ以上の場合は合理的な理由の有無を確認させていただきます。